

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第 卷七十三第

行發日一月一十年八和昭

論叢

營業收益稅改造の一案……………法學博士 神戸正雄
勞銀と利子……………文學博士 高田保馬

時論

潜在偏向性の我がインフレーション……………經濟學博士 小島昌太郎

研究

中央銀行の發行準備に就いて……………經濟學士 松岡孝兒

資本蓄積と資本有機的構成の變化……………經濟學士 柴田敬

國際カルテルに就いて……………經濟學士 磯部喜一

アングロサクソン時代の社會單位について……………經濟學士 竹中靖一

說苑

小賣商業の競争と分業……………經濟學博士 谷口吉彦

資本主義の型……………經濟學士 堀江保藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁載轉)

研 究

中央銀行の發行準備に就いて

松 岡 孝 兒

一 序 言

私はさきに中央銀行獨立性の問題を繰返し取扱つたが、更にまた同一の視角より見て中央銀行の發行準備は、中央銀行がこれによつて發行する銀行券發行の形式と相俟つて、中央銀行獨立性の理論並に政策に對し、一の重大なる關係を有つものと信するが故に、以下此の問題を取りあげて姑く論議せんとするものである。

凡そ中央銀行の獨立性が、其の所在國經濟の眞の發展に即して認められんとするに於いては、消極的には其の獨立性が害されるが如きものはすべて之を排除すると共に、更に積極的には其の獨立性に基く本來の能力を、なし得る限り完全に活用するにあることは斷るまでもない。然るに中央銀行のかくの如き獨立性に基く能力は、其の發行する銀行券なる手段を通じての割引貸付を

1) 拙稿：中央銀行の獨立性に就いて(經濟論叢第35卷第4號)；
——：中央銀行の政府貸上金に就いて(經濟論叢第35卷第3號)参照

以つて最も高度に發揮されるものであるから、その限り、ここに此の發券機構の中心たる其の發行準備なるものに關心せざるべからざることは、これ亦正に當然の歸結と謂はざるを得ない。

然るにこの發行準備は己にまた屢々述べる機會を有ちたるが如く、資本主義の限り、金準備に依存する傾向があると考へられる。従つて、然る限り、私は此の金による發行準備の形態に關し最も注目すべき點、即ち金と中央銀行に於ける銀行券發行との結合形態の實際を吟味する必要があると信ずる。併し私は此の點を展開せしめるに先立ち、發行準備に關しての其の重要性と其の傾向とに就いて述べなければならぬ。

二 發行準備の重要性と其の傾向

凡そ發行準備形態の重要性は、一にかゝつて中央銀行の有つ弾力性の問題に存する。蓋し周知の如く中央銀行が有つその弾力性の如何は、中央銀行の能力特に其の獨立性と密接不離の關係にあるからである。^{*} 詳言すれば本來中央銀行は、謂はゆる銀行中の銀行としてその獨立性に基く能力を發揮し、以つて其の機能を營まなければならぬものであるが、凡そかくの如きのうち、最も重要な機能は、發行準備は如何なる状態にあるか？即ち發行準備の實質が、よく其の國資本主義經濟の發展程度より見て之に相應してゐるか否かに關係してゐるからである。

元來この發行準備なるものの有つ意義は、正にかくの如きものである。其の期待するところは

2) 拙稿に就いては、私見を以て、中央銀行の發行準備の實質が、よく其の國資本主義經濟の發展程度より見て之に相應してゐるか否かに關係してゐるからである。蓋し周知の如く中央銀行が有つその弾力性の如何は、中央銀行の能力特に其の獨立性と密接不離の關係にあるからである。^{*} 詳言すれば本來中央銀行は、謂はゆる銀行中の銀行としてその獨立性に基く能力を發揮し、以つて其の機能を營まなければならぬものであるが、凡そかくの如きのうち、最も重要な機能は、發行準備は如何なる状態にあるか？即ち發行準備の實質が、よく其の國資本主義經濟の發展程度より見て之に相應してゐるか否かに關係してゐるからである。

一に中央銀行の彈力性に關係してゐるにもかゝはらず、各國に於ける事情は必ずしも同一でない。その實際傾向にも亦明かに相異なる二つの傾向がある。そして此等の二つの傾向は、各國に於ける貨幣制度の實際として夫々これを採用する國の歴史的發展に規定されてゐると考へざるを得ない。

然らば此等の二つの傾向とは如何なるものか？ 先づ第一に擧げらるべきものは、發行準備規定が原則として法律又は政府によつて規定されるものであり、更に第二には其の發行準備規定は、原則として發行準備形態自體の營む機能、即ちその自動的制限機能によると規定するもののである。前者に於いてはそれが立法上または行政上の問題であるかぎり、法律又は政府の認定によつて銀行券發行準備は自由に變化し、從つて銀行券の發行も極めて簡単に増減せしめ得るものであることを示すものであり、後者に於いては中央銀行はまづ發行準備自體に一の自制作用を認め、原則として此の作用を以つて發行準備形態運用の根本條件となすものであることを示すものである。かくて中央銀行は此の傾向に従ひ夫々或は他動的に又或は自動的にその銀行券の發行に關係し、以つてその發行準備形態の運営に結合することとなる。

發行準備が有つ重要性は以上述べるところに於いて極めて明かである。我々は更に進んでその傾向の内容に立入り、以つて各國につき如何なる發行準備形態がその國中央銀行の有つ銀行券發行彈力性を夫々決定してゐるかといふ點に論及しなければならぬ。項を更めて論じやう。

まづ第一に(A)法律上の規定または政府の認定により發行準備を決定する傾向について述べ、更

* Ramon, G.; Essai sur les gages du billet de Banque, 1933, pp. 108-111.

に第二には(B)自動的制限により銀行準備を決定する傾向について論ぜんとするものである。

(A)法律上の規定又は政府の認定により發行準備を決定する傾向——此の發行準備形態決定傾向例としてあげられるものは、イギリスによつて一九二八年七月二日採用されるに至つた規定である。今英蘭銀行に關する前述の法律について見ると、其の第二條第一項に於いて、「本條例の規定に従ひ英蘭銀行は同行發行部に現存する金貨及金地金の額迄銀行券を發行し、此の外更に此の金額を越えて二億六千萬ポンド迄の銀行券を發行するものとす。英蘭銀行が本條例に基き前記第一の金額を越えて發行し、又は發行することを得べき銀行券の發行を本條例に於いては之を保證準備發行と稱す」と規定し、更に其の第二項に於いて、「大藏省は英蘭銀行より要求ありたるとき、同行と協議し大藏省に於いて定むる或る一定期間、保證準備發行額を或る一定額だけ減額せしむることを得」とするの外、更に第八條に於いては其の第一項を以つて「英蘭銀行が二億六千萬ポンド以上に特定額の保證準備發行額増加を適當と認むる旨大藏省に具申するときは、大藏省は英蘭銀行に對し、六ヶ月以内の適當期間を限り、右特定額を越えざる額迄銀行券増發の權を附與することを得」とし、更に其の第二項³⁾に於いて「前項の増加發行權は前項に規定せると同一の具申並に手續によつて時々之を更新し、若しくは變更することを得。但し前項の規定に拘らず、右權利の有効期間は(之に變更を加へたると否とを問はず)議會に於いて反對の決議をなすにあらざれば、更新により繼續二箇年以上に亘ることを得ず」とする外、其の第三項⁴⁾に於いては「本條により、保證準備

- 3) Kisch and Elkin; Central Banks, 1932. p. 455.; 日本銀行調査局：各國發券銀行及通貨關係法規其二英國の部(追補) pp. 2-3.
- 4) Kisch and Elkin: op. cit. 455; 日本銀行調査局：上掲書 p. 3.
- 5) Kisch and Elkin: p. cit. pp. 457-8.; 日本銀行調査局：上掲書 p. 5.
- 6) Kisch and Elkin: op. cit. p. 458; 日本銀行調査局：上掲書 p. 5.
- 7) Kisch and Elkin: op. cit. p. 458; 日本銀行調査局：上掲書 p. 6.

備發行額の増額を許可せる大藏省令は、直ちに議會の兩院に提出すべし」と規定してゐる。

故に前記第二條第二項に於ける規定は、先づ保證準備發行減額の可能性を示せるものであり、従つて一九二八年の法律は、必ずしも保證準備發行の増額のみを念頭に置けるものに非ざること留意すべきであるが、併しともかく同法律の一大特長は、謂はゆる保證準備發行が一定の場合二億六千萬ポンドの限界を越えて發行され得とする規定にある。それは周知の如く一八四四年來の英蘭銀行の傳統政策に對する修正たるに於いて最も注意すべきであるが、更にイギリスが歐米大陸諸國に於いて次第に採用される比例發行準備制に對して多くの人々の賛成乃至主張がありしにもかゝはらず、遂に之を採用するに至つてないことに對しても深く寓目すべきである。なほまた恐らく英蘭銀行がその銀行券發行の統一、並に金の國際的流通復歸に際し、その傳統的精神を放棄して以つて從來の貨幣政策並に割引政策等々に關し、大いに改正を加へんとするの意圖ありしにもかゝはらず、周圍の事情は必ずしも好ましからず、かゝる間に英蘭銀行の銀行券發行準備に弾力性を與へんとするの意圖が遂にここに至らしめたるものなること、それらの事情が遂に一八四四年の英蘭銀行條例の特色を、根本的に放棄したともいひ得べき修正を實現せしめるに至つたものであらうことを特に留意すべきである。殊にこれによりて更に考ふべきことは、英蘭銀行はこの新規定と共に、其の傳統的立場たるピール條例による貨幣數量說の見解を棄て、ここに一種の銀行說の見解を採用するに至つたといふことである。^{*}これによつて將來恐らくは大藏省の簡單な

* Cfr. Wagner, A.: Die Geld-und Kreditstheorie der Preussischen Bankakte.

る許可を以つて、ここに中央銀行が金によつて準備されない銀行券を、今日決定されてゐる以上に容易に發行することになるであらう。尤もこの許可は六ヶ月以内であり、連續四回以上に亘ることは許されないといふ規定はあるにはあるが。

要するに一九二八年の規定が謂はゆる保證準備發行の構成要素を明確に決定せず、且又英蘭銀行が之に對し、商業手形の妥當性を認めるに於いては、英蘭銀行の恐慌時に於ける弾力性は、惟ふに著しく増大するであらうことは之を否定するを得ない。

(B)自動的制限による發行準備傾向——この傾向は中央銀行の發行準備自體の構成が、銀行券發行に對し、制限を加へ得る傾向の存するを指す。かくの如き場合、中央銀行をして、自動的制限による發行形態を採用せしめるに於いて、如何なる手段が行はれるか？ 此の點についてはライヒス・バンク及び米國聯邦準備銀行の規定は共に之に應ずるものとして、極めて人口に膾炙せるところである。更に最近に於いてはライヒス・バンク、ギリシヤ國立銀行、ノルウエエ銀行、ポオランド銀行等には新に一定の修正が採用され、其の點に於いてこの見地を更に一步進めたものであるといはれてゐる。此等の點について若干の考察を進める。

まづその第一點に於いて注目されるものは、其の手續に關する相違である。例へばライヒス・バンク及ポオランド銀行は、其の發行準備手續に關する適用は、共に自己の權利に於いて保留し得る。唯ライヒス・バンクに關して謂へば、銀行總會之をその統制委員會の提議に於いて、全會

一致を以つて行ふを要するに對し、ギリシヤ銀行に於いては、此の點について政府の許可を必要としてゐる。

第二點に於ける相違は、中央銀行が政府に對し支拂ふべき租税に關してである。此の點に於いても二つの傾向がある。一つは課税が流通超過額に對して行はれるものであつて、其の中にはポオランド銀行の如く、銀行券發行額が發行準備の正常率に相應する最大限度を越えたる場合を問題とするものと、ギリシヤ國立銀行の如く、銀行券發行額及一覽拂要求額の總額が上述の如き最大限度を越ゆるが如き場合を問題とするものがある。然るに之に對し今一つ、課税がその最大發行準備率以下の金額に對しても課せられるものがある。ライヒス・バンクの如きこれである。

第三點は第二點に關係するものであるが、課税率の決定に關するものである。例へばライヒス・バンクの場合に於いては、課税率は豫め決定されてゐるに對し、ギリシヤ銀行の場合には、課税率は常に割引率を含み従つて變化するものである。

第四點は發行準備に關する一般規定の廢止に際し、割引率を義務的に引上げる諸規定間の相違である。

三 發行準備形態の諸相

發行準備の重要性並に其の傾向については己に述べた通りである。今や問題は現在その發行準備

備が如何なる形態に於いて規定されてゐるかといふ點に移る。

併しここに注目すべきことは、發行準備形態は世界大戰を通じて一の發展を遂げてゐるといふことである。今簡單に大戰前に於ける發行準備を見るに、或はイギリス、或はフランス、或はドイツ、或はアメリカの諸國に於いてその採用してゐる發行準備形態は、多少は其の程度を異にしてゐるけれども併しながら、此等の發行準備形態を通じてその根底に横はつてゐるものは金である。それが金貨又は金地金等の呼び方を以つてあげられてゐるとしても、事實其の根底に横はつてゐるものは金素材のものであるといふに於いてその軌を一にするものであり、之に對して存在する大戰後のそれと比較して、其の間異色あることは否定するを得ない。

然るに世界大戰後に於いては、或は中央銀行がその定款の定むるところに従つてその發行準備に對して擧げ得られる資産の全要素を問題とするにしても、はた又之に對し、實際に發行準備比率決定の基礎としての資産の諸要素を問題とするにしても、之を大戰前のそれに比較する時は著しく其の内容を異にしてゐる。此等發行準備の諸要素が、凡そ今日、世界各國に於いて如何に規定されてゐるかといふことは、極めて興味あることではあるが、併し今ここでは之に觸れる暇はない。私が特にここに試みんとする問題は、此等發行準備に關する諸規定をばその特性の重要度によつて分類し、前述せる二つの傾向が今日世界特にヨオロッパ各國に如何に採用されてゐるかを述べんとするものである。

8) 此の點に關しては國際聯盟によつて發表されてゐる「金に關する立法規定 (Législation our l'or)」參照

此等の點を通じて見るとき、今日に於いてはもはや大戰前フランスに行はれたるが如き最高額發行準備規定なるものゝ如きは遂に再び之を見出すことを得ない。事實フランスも亦一九二八年六月二十五日の貨幣法によつて、かの第十九世紀の劈頭以來認めたるが如き規定は之を放棄してしまつた。これ即ち從來の最高額發行法を以つてしては、其の發行準備の弾力性を維持し、中央銀行の獨立性を維持することが經驗上極めて困難なりと認識されたからによる。然らばかくの如き情勢に於いて、實際如何なる發行準備規定が行はれつゝあるか？ 私は更に轉じて發行準備弾力性維持の見地から、如何なる發行準備形態が行はれてゐるか？を吟味するため姑く此の問題にはいりこまなければならぬ。

先づ之を列擧すれば、其の形態には、(1) 流通銀行券額並に一覽拂要求額の總額に對し金準備を適用すべき準備形態、(2) 流通銀行券額及一覽拂要求額の總額に對し金及金爲替準備の最低率を規定せる準備形態、(3) 流通銀行券額並に一覽拂要求額の總額に對し金及金爲替準備を適用するもその最低率を示さざる準備形態、(4) 流通銀行券額のみに對して金準備又は金並に金爲替準備を適用する準備形態、(5) 謂はゆる複準備形態、(6) 一定額を超過せる發行銀行券額に對し、金準備又は金並に金爲替準備を以つてする總額準備を適用する準備形態がある。實例に依つて順次説明を加へやう。

(1) 流通銀行券額並に一覽拂要求額の總額に對し金準備を適用すべき準備形態——此の形態は

* Cfr. Radouant : Les rapports de la Banque de France et de l'Etat, p. 17, et. s.
* Ulrich, E.; Réorganisation des Banques Centrales en Europe, pp. 217-227.

一九二八年フランスがその從來の複本位による貨幣制度を放棄せる結果採用されたものである。即ち同年六月二十五日の貨幣法に於いて、「フランス銀行は流通銀行券額及び當座勘定貸方額の合計の少くも三五パーセントに相當する金地金及び金貨の準備を保有すべし。フランス銀行銀行券の流通額に對し最高額を定めたる從前の法規は之を廢止す」といふ規定は即ちその一例である。これに於いて注目すべきことは、世界大戰後歐洲各國に於いて盛んに採用された外國爲替による準備、即ち謂はゆる金爲替準備は、このフランス銀行の新發券準備を契機として、その傾向を轉ぜんとせるものであるといふ點であり、その限り、發行準備形態は、徐々に實質的に金本位へ接近せんとしたものであるといふことである。

(2) 流通銀行券額及一覽拂要求額の總額に對し金及金爲替準備の最低率を規定せる準備形態

此の形態を採用せるものは一九二六年のベルギイ及一九二七年のポオランドの例である。ベルギイについて云へば一九二六年十月二十五日の勅令第五條に於いて「銀行は少くともその要求拂債務額の四〇パーセントに相當する金又は外國宛金拂手形を所有すべし。但し要求拂債務額の三〇パーセント以上は金たることを要す」といふ規定、又ポオランドについていへば其の定款第五十一條はまづ「ポオランド銀行の流通銀行券額及一覽拂要求額はイ)金貨又は金地金、(ロ)金價値に於ける銀(但し金在高の五パーセントを超ゆることを得ず)、(ハ)外國貨幣、(ニ)一覽拂又は最高三十日拂にして外國銀行に於いて所有する資産、(ホ)一覽拂小切手及手形、(ヘ)九十日拂爲替手形にして外國銀行の

9) 日本銀行調査局：各國發券銀行通貨關係法規其三フランスの部(追補)p. 2
 10) 日本銀行調査局：各國發券銀行及通貨關係法規其十三白耳義の部 p. 3
 11) Kisch and Elkin; op. cit. pp. 375--376.

引受又は裏書あるものによつて準備さるゝことを要す。但し(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)の諸項に於いて規定された特殊資産は金に兌換さるべき外國貨幣に換へられなければならない」とし、「更に」この條件を充たす外國貨幣は如何なるものなりやは銀行理事會之を決定す」とし、更に純粹發行準備額の算定に際しては、(イ)金によつて保證される銀行貸付額、(ロ)九十日拂外國貨幣による銀行擔保は控除さるべきものとし、最後に「銀行は其の最低義務準備額の四分の三は以上の方法によつて計算された金貨及金地金によつて保有すべき」旨を規定してゐる。此等の規定の示すところは、ベルギー國立銀行に關する規定より更に一步進んで、外國爲替につき明確な定義を與へて居り、特に發行準備中に含まるべき爲替の算定に關する規定は注目に値する。

凡そかくの如き傾向は、世界大戰後著しく注意された新金爲替本位の普及によつたものであるが、今ポオランド銀行規定第五十三條によれば上掲¹²⁾「流通銀行券にして第五十一條に明示された資産によつて準備されないものは一定の他の資産、特に爲替手形、銀貨、補助貨（發行銀行券最高額の五パーセントまで）、證券貸付額、一定の利附證券、最高五千萬ヅロティに達する國庫證券によつて準備されなければならない」と規定されてゐるが、かくの如きは必ずしも一般規定に伴ふ保證に對し新保證を附加せんとするものではない。惟ふに一般規定に伴ふ保證に於いては己に、銀行活動をば、銀行說により銀行準備として認められた資産を構成し得るものに限定してゐるからである。

(3) 流通銀行券額並に一覽拂要求額の總額に對し金及金を爲替準備を適用するもその最低率を示

12) Kisch and Elikn: op. cit. pp. 376—377.

さざる準備形態——此の準備形態は世界大戰後新に設立または改正された中央銀行に於いて採用されたものである。例へばギリシヤ、ブルガリヤ、エストニアの中央銀行のその如きこれである。就中ギリシヤ銀行の定めるところは、かの國際聯盟のサア・アアサア・ソルタアにより、ギリシヤ金融復興案の序言に於いて、發行準備の周密な規定によつて今日迄此の範圍に於いて存在するあらゆるものに比較しその完全性を示してゐるものであるといふ意味が述べられてゐるが、此の點は特に注目を拂ふべきであらう。姑くその規定を追及しやう。

今ギリシヤ國立銀行定款を見るときは、其の第六十一條¹⁴⁾は「銀行はその流通銀行券額及其他一覽拂要求額の少くも四〇パーセントに相當する準備を保有すべし」となし、更に同第六十二條では「前項の意味に於ける準備なる意味は専ら次の如く解釋されなければならない」とし、之に對しまづ、

(イ) 金貨、金地金即ち銀行の絶對的所有權にして或は銀行によつて所有され、或は他の中央銀行に預託され、また或は造幣局に保留されるもの、外、運搬中にあるもの、

(ロ) 外國金を爲替額にして銀行の絶對所有權に屬すべきものが擧げられてゐる。

然らば更に如何なるものを以つて爲替をば意味するかといふに、同銀行の方針から云へばそれは二つの種類より成ると考へられ、第一にはその國の貨幣が法律上及實際上、要求に従ひ一定價格を以つて輸出し得る金に兌換されるが如き國の爲替を意味すると共に、第二には一國の貨幣が法

13) S. D. N.: Résumé du plan de restauration financière de la Grèce, Préface.

14) Kisch and Elkin: op. cit. p. 300.

15) Kisch and Elkin: op. cit. pp. 300---301

律上又は實際上、要求に従ひ一定價格を以つて前項に示された種類に屬する外國爲替に兌換し得られるが如き國の爲替を意味する。此の第二の意味よりして考ふるときは、外國金爲替なるものは更に立入つて謂へば、第一には外國中央銀行に於ける銀行債權、第二には三ヶ月満期にして少くも二名の支拂人による署名を有する外國爲替にて支拂はれる爲替手形、第三には大藏省證券にして三ヶ月満期の國庫債券及外國政府の其他類似債券、此等のものを意味するものである。¹⁰⁾

(4) 流通銀行券額のみに対して金準備又は金並に金爲替準備を適用する準備形態——此の形態は、中央銀行の一覽拂要求は全然之を認めず、一般に考へられてゐる如く、流通銀行券額を以つてその對象とし、之に對する金準備又は金及金爲替準備を問題とするものである。例へばリトアニア銀行定款第十二條に於いて「銀行は所持人拂銀行券を發行す。流通銀行券の少くも三分の一は金によつて準備され、その殘額はその取引所價格を超過せざる價格に於いて容易に資金化し得る證券によつて準備さるべし」といふ規定の如きこれである。

(5) 謂はゆる複準備形態——複準備なる形態には更に二つの範疇を見出すことができる。第一は金準備又は金及金爲替準備より成る準備が専ら流通銀行券額に適用される形態であり。第二は金準備又は金及金爲替準備より成る準備が専ら一覽拂要求額に適用される形態である。米國に於ける一九一三年十二月二十三日の聯邦準備法、ドイツに於ける一九二四年八月三十日のライヒス・バンクに關する法律は何れもこの複準備形態に該當するものである。今聯邦準備銀行條例中、

16) 此の場合 外國爲替に於ける債務は之を控除する必要があることは當然である。

17) Kisch and Elkin: op. cit. p 354.

紙幣發行に關する第十六條第二項の規定によれば「聯邦準備銀行は其の預金に對し三五パーセント以上の金又は合法貨幣を準備として保有し、又聯邦準備券の現在流通額に對して四〇パーセント以上の金準備を保有することを要す……」としてゐるに對し、ライヒス・バンクに關する規定は、聯邦準備銀行のそれと異り、一覽拂擔保に對して純粹に銀行的なる準備を要求してゐることとは注目すべき點である。即ち先づその第二十八條第一項に於いて、流通銀行券額に對し金又は外國手形にて四〇パーセント以上の準備を要求し、此の準備中四分の三以上は金を以つてすべしとし、此の金を以つて純金一プリント一三九二ライヒス・マルクと評價せる金地金並に内外國金貨幣にして、ライヒス・バンク各店にあるもの又は外國中央發券銀行に保有せられ何時にても自由に處分し得るものを意味すると共に、此の外國手形としては外國の中央金融市場に於いて支拂能力確實なる銀行にて外國通貨にて支拂はるべき銀行券、滿期日十四日以内の手形、小切手及要求拂債權をあげ、更に其の殘額四分の一に對してはライヒス・バンクの營業に規定された條件に適する割引手形又は小切手にての準備を要求してゐること即ちこれである。更にまた同第三十五條に於いては、ライヒス・バンクは其の定款第二十八條に於いて流通銀行券額に對する準備をあげたるに對し、又要求拂債務に對しても常に四〇パーセント以上の特別準備を設けることを要すとし、此の準備は直ちに處分し得る内外國預金(當座預金)他行宛小切手、滿期日三十日以内の手形、又は動産擔保貸付に基づく要求拂債權を以つてすることを要すと規定してゐる。此等の點は正に

- 18) Kisch and Elkin: op. cit. pp. 434.--435; 日本銀行調査局: 各國發券銀行通貨關係法規其五 p. 42.
 19) Kisch und Elkin: op. cit. p. 290.; 日本銀行調査局: 各國發券銀行通貨關係法規其四 pp. 18—19.
 20) Kisch and Elkin: op. cit. pp. 290.--291; 日本銀行調査局: 各國發券銀行通貨關係法規其四 p. 22.

前述聯邦準備銀行に對する一步前進を示すものである。

(6) 一定額を超過せる發行銀行券額に對し、金準備又は金及金爲替準備を以つてする總額準備を適用する準備形態——此の形態は一八四四年英蘭銀行がかの有名なるピール條例の制定以來採用してゐるところのものである。唯此の原則によれば、少くも形式上は一定金額以上に發行される銀行券總額は全部金によつて準備されなければならず、そこでは著しく弾力性の問題が残されてゐたが、己に述べたるが如く、一九二八年の法律は之に對して修正を加へるに至つた。

此の形態の特性は英蘭銀行が金以外の擔保によつて銀行券を發行し得る點に關係してゐる。かの謂はゆる保證準備發行にあたる金額が一九二八年十一月二十二日までの一千九百七十五萬ポンドより増加して二億六千萬ポンドに達してゐるといふ事實に關しては今ここでは立入らない。唯ここで問題にせんとすることは、上掲一九二八年七月二日の法律第三條第一項に於いて「英蘭銀行は同行發行部によつて保有される金貨及金地金の外に保證準備發行高を償ふに足るべき充分なる價額の保證準備を發行部に保有することを要す」とし、第二項に於いて「前項の保證準備中には五百五十萬ポンドを越えざる金額に達するまでの銀貨を含むことを得」と規定してゐるが、此の間に於いて特に注目すべきは保證準備發行の内容に關しては、他の諸國の例に於いて見るが如き内容の規定のないことである。従つてこの點は將來、英蘭銀行發行準備形態として謂はゆる銀行説を加味せしめ従つて優秀なる商業手形等を引當に發行せんとするものと一般に解せられつつ

21) Kisch and Elkin: op. cit. p. 455.: 日本銀行調査局: 各國發券銀行及通貨關係法規其二英國の部(追補) P. 3.

ある。此くの如き見地からすれば現行英蘭銀行の發行準備形態なるものは著しくピール條例そのものより變化し、其の弾力性は頓に増大せるものといふことができる。それが五百五十萬ポンドまでは銀貨を包含せしめ得といふ規定も此の意味に於いて認めらるべきである。

然るにここに英蘭銀行の發行準備形態に對し比較さるべき一制度は、一九二五年十二月二十一日のフィンランド銀行のそれである。今その規定によれば、其の第六條に於いては「²²⁾フィンランド銀行の發行する銀行券流通額は同銀行の金準備及外國のホルレス先に有する確實なる資金の合計額をこえて最高十二億マルク以上に及ぶを得ず。銀行券の流通額が前項記載の資金總額を超過する場合には左記のものを以つてその保證となすを要す。即ち海外拂外貨手形、外國株式取引所に上場される外國債券、支拂期限到來せる外貨拂證券利札、外國銀行券、期限三ヶ月以内の內國手形にして少くも二名の確實なる支拂責任あるものこれである……」とし、更に同第七條に於いて「²³⁾金準備は金貨及金地金より成り、銀行金庫中にあるもの及び銀行の勘定にて輸送中にあるものをも含む。金準備は三億マルク以上を保有するを要す」と規定してゐる。

此の一見英蘭銀行の發行準備規ふてに類似せる規定は之を要約すると次の如くなる。即ちフィンランド銀行は少くも三億フィンランド・マルクの金貨及金地金を保有するを要するものであり、發行準備の名義に於いて二種の外國爲替を所有すべく、一は外國ホルレス先に於ける確定資産であり、二は外國拂手形、外國取引所に於いて上場される外國有價證券、期限到來せる利札、外國銀行

22) Kisch and Elkin: op. cit. pp. 280--281; 日本銀行調査局: 各國發券銀行及通貨關係法規其十一、フィンランドの部 p. 2.
23) Kisch and Elkin: op. cit. pp. 281; 日本銀行調査局: 上掲書 p. 3.

券なる四種である。此の二種の外國爲替中、前者は發行準備規定に於いて流通銀行券額及一覽拂要求額の合計額は金準備及在外確定資産の合計額を越ゆることを得ずとする規定中の在外確定資産に該當するものであり、後者は、前述せる流通銀行券額及一覽拂要求額が金準備總額及在外確定資産に對して超過しその準備が期限三ヶ月以内の満期日到来せる國內手形によつても尙ほ不足するとき之に充てられるものとす。此の點よりしてそこには準備率なるものは一定してゐない。

今此等二中央銀行の規定するところを見るに、フィンランド銀行に於いては英蘭銀行の如く銀行部なるもの存在せず、また其の準備にも當然金爲替が認められることとなり、結局其の銀行準備形態に於いて一の特色ある存在を示すものである。

四 要 言

以上之を要するに、發行準備形態は、世界大戰前の諸條件に於いて之を大戰後に完全に繼續することを得ず、或は過渡的の意味に於いて、或は修正的の意味に於いて多くの形態が現はれるに至つた。併しその何れにしても其の國中央銀行の發行準備をして可及的彈力性を増進せしめんとするの意圖にあることは己に屢述せるところに於いて明瞭である。そして其等の間を通じて我々は發行準備形態に關する發展は實際上何等理論的必然性によつたものでなく、むしろまづ我々の社會の實際上の要求が之を支配してゐると考ふべきである。

今例へば金爲替準備制度の採用について見ても、その採用は實際上に於いて重大なる地位にある金準備の缺乏、金生産の不足、金爲替準備構成の容易さ、就中外債による金爲替準備成立の便宜等々の理由によるものなることは正に周知の如くである。經濟制度上の變化が如何に我々の生活する經濟の實際から導き出されるかについて我々は深くこの關係を省察する必要がある。

唯ここに更に注意すべきは發行準備に於ける彈力性の要求は、戦後に於いて益々注目される點であるが、それに於いて其の發行準備率なるものは、その發行準備形態の變化につれて其の間必ずしも同一でないといふことである。此等の詳細については已に國際聯盟金委員會によつて發表された「金に關する立法」²⁴⁾なる好著がある。私はただ簡單に此の比率には一般に三〇パーセント三三。三分の一パーセント、三五パーセント又は四〇パーセント等の率があり、大戰直後に於いてそれが一般に高率を要求せるに對し、其後に於いて次第に低率となり、更に發展しては金及金爲替による發行準備中、其の一定率をば特に金を以つて規定するといふが如き分化過程をとるに至つたといふことを附記して置きたい。²⁵⁾ 若し夫れ發行準備形態に關する規定への一般的吟味に至つては、更に稿を改めて述べやう。

24) S. D. N: Législation sur l'or Doc. C. 373, M. 159, 1930, II.

25) たとへばルウマニヤ國立銀行定款は金及金爲替による發行準備35パーセント、ベルギー國立銀行及ポランド銀行定款は金及金爲替による40パーセントの發行準備中、30パーセントは少くも金を以つてするが如きである。